

防火設備の作動性能等性能評価申請要領

一般財団法人 日本建築総合試験所
試験研究センター 耐火部 評価業務室

1. 申請の対象

1. 申請の対象等

本申請は、一般財団法人 日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が行う建築基準法第 68 条の 25 第 1 項の規定に基づく認定に係る性能評価のうち、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号）第 59 条第十四号「防火設備の作動性能等」に基づく認定に係る性能評価に適用します。

①建築基準法の法令区分

以下の規定に基づく認定に係る性能評価

令第 112 条第 18 項第 1 号
令第 112 条第 18 項第 2 号
令第 112 条第 20 項
令第 126 条の 2 第 2 項
令第 129 条の 13 の 2 第 3 号
令第 137 条の 14 第 3 号ロ
令第 145 条第 1 項第 2 号

②審査委員会

換気・防火設備性能評価委員会

2. 申請の分類

本申請は、防火設備の種類ごとに 1 つの申請が必要です。

防火設備の種類は、①防火設備に使用する材料、②防火設備の構造方法（例：空間付き、空間無し、閉鎖機構、閉鎖形態）、③該当条文等が違えば異なる種類の防火設備と見なします。

2. 申請から大臣認定までの流れ

①問合せ	<p>○事前打合せ、技術的内容の問合せ、申請受付、手続き等に関する問合せ 評価部門：試験研究センター 耐火部 評価業務室 TEL：072（768）8201 / FAX：072（768）8215</p> <p>○具体的な試験の内容等に関する問合せ 試験部門：試験研究センター 建材部 耐風試験室 TEL：06（6834）7905 / FAX：06（6872）0784(代)</p>
②事前打合せ	<p>事務局と以下の内容について事前に打合せを行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none">①評価申請内容の確認②性能評価のために必要な試験③性能評価用提出図書作成要領 <p>・提出図書の内容 本要領並びに性能評価用提出図書作成要領をご参照下さい。</p> <p>・申請における留意事項 申請に際しては以下の規程類をよくお読みください。</p> <ul style="list-style-type: none">①本要領②性能評価業務約款③性能評価用提出図書作成要領

<p>③申請図書の提出 ・受付・契約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出先 試験研究センター 耐火部 評価業務室 ・提出図書 <ul style="list-style-type: none"> ①性能評価申請書…………… 1部 ②性能評価用提出図書（申請用）…………… 1部 <p>1. 事前審査 原則として事前審査を行います。事前審査では、提出図書の内容について確認を行い、不備がないときは申請を受け付けます。不備がある場合は指定する日までに修正をしていただき、再提出をお願いいたします。</p> <p>2. 受付 事前審査の指摘事項を訂正して、性能評価用提出図書（6部）を作成し委員会の前日までに事務局までお届けください。 受付後、受諾書および請求書を発行いたします。受諾書には手数料額（40万円）、業務期日が記載されていますのでご確認ください。また、請求書に記載された支払期日までに指定の銀行口座に手数料をお振り込みください。</p> <p>3. 契約事項の変更手続き 性能評価申請書に記載された事項に変更が生じた場合（例：申請者の変更（代表者名、住所等））には、所定の「申請者等変更願」にて手続きをお願いします。</p> <p>4. 性能評価取り下げ手続き 性能評価申請を取り下げる場合には、その旨を記載した「申請者等取り下げ届」をご提出下さい（必ず、代表者印を押印下さい）。</p>
<p>④委員会開催</p>	<p>1. 委員会での審査 審査は、「換気・防火設備性能評価委員会」で行います。 必要に応じて、委員会にてヒアリングを行います。ヒアリングの有無、日時、必要資料については別途事務局より連絡いたします。</p> <p>2. 審査結果の連絡 審査結果は、事務局より申請者へ文書にて連絡します。また、委員会で指摘及び検討事項も併せて連絡いたしますので、速やかにご回答をお願いします。ご回答が遅れますと、性能評価書の発行も遅くなりますのでご注意ください。</p>
<p>⑤性能評価書の発行</p>	<p>1. 性能評価提出図書（最終版）の整備 委員会での指摘事項および検討事項の回答書およびそれらを反映させた性能評価用提出図書（最終版）を1部提出して下さい。</p> <p>2. 性能評価書の発行 上述の内容を確認した上で、以下の性能評価書を発行します。 ①性能評価書の正本（朱印押印：大臣申請用） ・性能評価に関する性能評価用提出図書 ②上記の写し（申請者保管用） なお、性能評価手数料など未入金の場合は、発行ができません</p>

のでご注意ください。

⑥大臣認定申請

性能評価書が発行されましたら、国土交通大臣に構造方法等の認定申請を行って下さい。申請に際しては、委員会終了後にお送りします「国土交通大臣への認定申請手続きについて」をご参照下さい。なお、本法人では大臣認定代理申請を行っています。詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。